

第4節 流動性預金の金利規制

1. 趣旨

平成14年度1年間の流動性預金（当座預金、普通預金、別段預金）の全額保護は、ペイオフ解禁に際して、決済機能という流動性預金の特殊性を踏まえた特別の措置を講ずることにより、全体としてペイオフ解禁の円滑な実施を目指すものであるが、この預金全額保護という預金者の安心感に便乗して、金融機関が長期的に持続不可能な著しい高金利を付して普通預金を集める行動に走れば、ペイオフ解禁の実施に際して、かえって、種々の混乱が生じる可能性があり、特に通常の金利では資金調達ができなくなった金融機関がそのような行動に走った結果、破綻することともなれば、社会経済的コストは極めて大きなものとなると考えられる。

このため、モラルハザード防止の観点から予防的に金利規制を行う必要があることから、金融庁長官及び財務大臣の発議、金融審議会における審議など臨時金利調整法に基づく手続きを経て、日本銀行政策委員会の決定に基づき、「金融機関の金利の最高限度に関する件」（昭和23年大蔵省告示第4号）の改正を行った。

（14年3月8日公布、4月1日施行）

2. 概要

預金種類別の金利規制の内容については以下のとおりである。

（1）当座預金

現在、既に無利息との規制が課されており、無利息のままとする。

（2）普通預金

金利規制の実効性、金利情勢へのタイムリーな対応、必要最小限性等を勘案し、基本的には個別金融機関の経営判断を尊重するため、当該金融機関の定期預金の金利を上限とする。ただし、規制の潜脱を防止するため、上限金利の引き上げ幅は市中の定期預金の平均金利の上昇分を超えないものとする。

（3）別段預金

当該金融機関に適用される普通預金の上限金利を適用する。ただし、既に契約を締結しており、金利を変更できないものは従来の金利を上限とする。